



## 市内の事業者のみなさまへ

特定施設等の『設置』や『構造等の変更』に関する届出は

まずは、ご相談ください

# 実施の60日以上前に提出をお願いします

市内の事業場が、下水道法や水質汚濁防止法等で定められた特定施設等(※)の『設置』や『構造等の変更』を実施する場合は、法律に基づき、実施の 60 日以上前に届出を提出しなければなりません。

これは、特定施設等の『設置』や『構造等の変更』に関する実施計画を、大阪市において事前審査することで、工事着工前での修正が可能となるからです。特定施設の判断や届出の作成方法など、ご不明な点がありましたら、まずは、届出を受付する担当事務所へご相談ください。

なお、その他の事由についても届出が必要となります（裏面を参照願います）。

※水質汚濁防止法の改正により、有害物質を貯蔵する施設についても届出の対象となりました。

**注意**

### 【1】届出が必要となる施設

『特定施設』・・・汚水や廃液が発生する作業施設のうち、下水道法・水質汚濁防止法において定められたもの（有害物質使用特定施設も含む）。

『貯蔵施設』・・・有害物質を貯蔵する目的で設置した施設（原料・製品タンクなど）

★その他、排水処理施設（除害施設）も事前届出の対象となります。

### 【2】特定施設の一例（主な設置業種や特定施設）

- 写真現像業の『自動式フィルム現像洗浄施設』
- 洗たく業の『洗浄施設（ドライ機、水洗機など）』
- 製版業、印刷出版業の『自動式フィルム現像洗浄施設』や『自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設』
- 研究、試験、検査を実施する機関の『洗浄施設（超音波洗浄機、流し台、廃ガス洗浄施設など）』
- ガソリンスタンドや自動車販売店などに設置する『自動式車両洗浄施設（門型洗車機）』
- 金属製品の製造等で用いる『酸又はアルカリによる表面処理施設（酸洗槽など）』や『電気めっき施設』

### 【3】特定施設の一覧や届出用紙の入手方法

大阪市建設局のホームページからのダウンロードや、各届出の受付事務所でもお渡しします。

\*大阪市内の工場・事業場の排水規制に関する新着情報も適宜掲載しています。

大阪市 排水規制

検索



### 【4】提出部数

2 部

※なお、大阪市内の流域下水道区域については、4部必要となる場合があります。

### 【5】提出先・お問い合わせ先

特定施設や届出の作成方法等でご不明な点がありましたら、当該担当事務所へお問い合わせください。

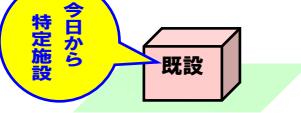
※平成 25 年 4 月 1 日から、下水道放流の工場排水に係る『受付・相談』の窓口が変わっています。

該当する事業場	担当の事務所
下水道へ作業排水を放流する事業場	下水道部施設管理課水質管理担当〔下水放流関係〕 〒536-0024 大阪市城東区中浜1丁目17番10号 東部方面管理事務所6階 TEL: 6967-0981 FAX: 6967-0982
公共用水域へ作業排水を放流する事業場	下水道部施設管理課水質管理担当〔河川放流関係〕 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟6階 TEL: 6615-7525 FAX: 6615-6583

## 【6】特定施設に関する主な届出制度の一覧〔下水道法・水質汚濁防止法〕

排水の放流先により根拠法が異なります（下水道放流は下水道法、河川放流は水質汚濁防止法）

※届出用紙はダウンロードできます（表面参照）

届出の種類	どのような場合	提出期限
1 特定施設設置届	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに特定施設を設置する場合</li> <li>老朽化に伴い更新設置する場合</li> </ul>  <p style="text-align: right;">注意①</p>	設置する <b>60</b> 日以上前
2 特定施設使用届	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに特定施設となった場合</li> </ul> 	使用開始日から <b>30</b> 日以内
3 特定施設の構造等変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設の構造</li> <li>特定施設の使用の方法</li> <li>汚水の処理の方法</li> <li>下水の量および水質</li> <li>用水排水の系統</li> <li>が変更となる場合</li> </ul> 	変更する <b>60</b> 日以上前
4 氏名等変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出者の氏名・名称・住所</li> <li>事業場の名称・所在地</li> <li>が変更した場合</li> </ul> <p>法人以外の個人企業の代表者変更是承継届となります。</p> 	変更日から <b>30</b> 日以内
5 特定施設使用廃止届	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設の使用を廃止した場合</li> </ul>  <p style="text-align: right;">注意②</p>	廃止日から <b>30</b> 日以内
6 承継届	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出者から地位を承継した場合</li> <li>法人が合併し、新たな法人となった場合</li> <li>個人企業の代表者が変更した場合</li> </ul> 	承継日から <b>30</b> 日以内

①下水道放流事業場が、有害物質を取り扱う特定施設や貯蔵施設を設置する場合、水質汚濁防止法に基づく届出等が別途必要になります。詳しくは、届出の提出先（表面下部参照）までお問い合わせください。

②有害物質を使用した特定施設を廃止したときは、所有者等が土壤汚染対策法に基づき環境省令に定める調査を行い、大阪市長へ報告しなければならない場合があります。詳しくは、環境局環境管理課土壤対策グループ（06-6615-7926）までお問い合わせください。

## 【7】排水処理施設（除害施設）に関する主な届出制度〔大阪市下水道条例<sup>①</sup>〕

届出の種類	どのような場合	提出期限
1 除害施設設置等計画届	<ul style="list-style-type: none"> <li>排除基準値以下の水質にするために、除害施設の設置又は必要な措置を講じようとする工場・事業場</li> </ul>	あらかじめ <sup>②</sup>

①この届出は、汚水を下水道へ排出する事業場が対象となります。

②下水道法の「設置」や「構造等変更」に関する届出と同時に提出する場合は、別紙等が省略できます。詳しくは、届出の提出先（表面下部参照）までお問い合わせください。